

第 1 回熊本県高病原性鳥インフルエンザ対策会議

令和 5 年（2023 年） 11 月 25 日（土）
13 時 00 分～

防災センター 201 会議室

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > 会見・報道・広報 > [報道発表資料](#) > 佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

プレスリリース

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

ツイート

印刷

令和5年11月25日
農林水産省

本日（11月25日（土曜日））佐賀県鹿島市の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内1例目）が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日12時45分から「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：佐賀県鹿島市
飼養状況：約4万羽（採卵鶏）

2.経緯

- （1）昨日（11月24日（金曜日））、佐賀県は、同県鹿島市の農場から、死亡羽数の増加がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- （2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
- （3）本日（11月25日（土曜日））、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和5年11月25日（土曜日）12時45分
場所：農林水産省第1特別会議室
所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

4.その他

- （1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- （2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- （3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、田中

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

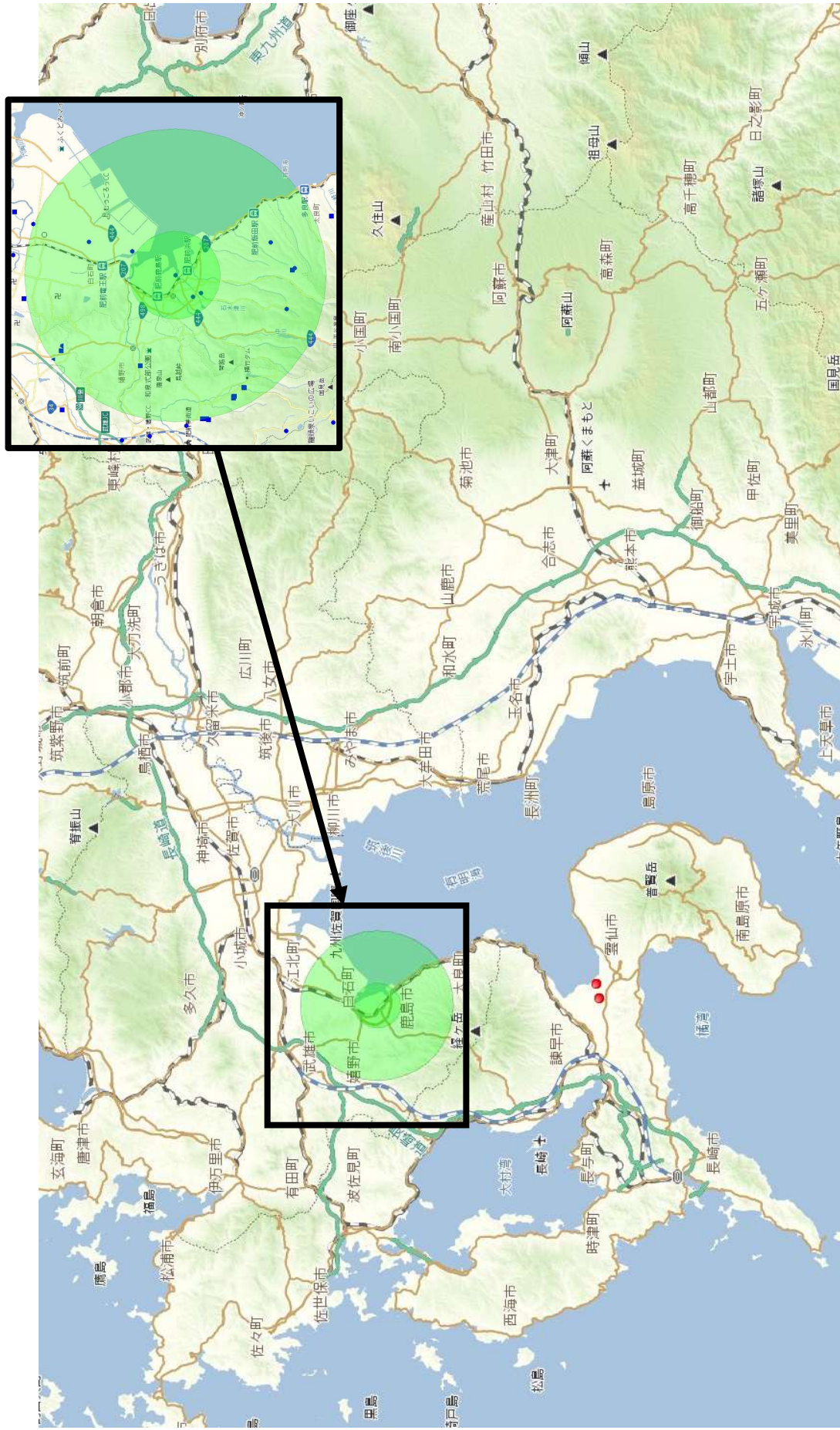
ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

佐賀県鹿島市における発生に係る制限区域



出典：農林水産省家畜防疫マップシステム

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視体制の強化について

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」(令和 5 年 9 月 12 日付け 5 消安第 3195 号農林水産省消費・安全局長通知) 等により、万全を期すようお願いしているところです。

本日、佐賀県内の採卵鶏飼養農場において H 5 亜型高病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」という。)の疑似患畜が確認されました。本事例は、今シーズンにおいて国内初となる家きん飼養農場での発生事例となります。

また、環境省による野鳥の本病ウイルス保有状況調査において、本年 10 月 4 日(検体回収日)以降、複数の道県で本病ウイルス遺伝子が検出されていることから、引き続き、環境中に広く本病ウイルスが存在していることを念頭に厳重に警戒する必要があります。

貴職におかれては、本年 7 月 24 日に公表された「2022 年～2023 年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」の提言を踏まえ、関係機関、市町村、関係団体等と連携の上、家きん飼養者に対し、改めて、①家きん飼養農場に出入りする者及び車両の衛生対策、普段は目が届きにくい場所も含む野鳥及び野生動物の侵入防止対策等の家きん飼養農場における発生予防の徹底、②毎日の健康観察並びに異状の早期発見及び早期通報の徹底について御指導いただくとともに、疾病発生時に迅速な防疫対応を講ずるための準備及び体制の確認を行うことなどにより、最大限の緊張感をもって本病の発生予防・まん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

なお、家きん飼養者への御指導に当たっては、本病の発生予防のポイント及び重点対策に関する別添のリーフレットも御活用ください。

高病原性鳥インフルエンザ

発生予防のポイント

01

農場に入る全ての
人・車両・物品は衛生対策

作業員や外部事業者等を含め、衛生管理区域と家きん舎に入る人は衛生対策を徹底。車両も入場前の洗浄・消毒を必ず実施。物品は原則農場専用。やむを得ず持ち込む場合は洗浄・消毒を忘れない。



周囲にはウイルスがあると認識。
農場内・家きん舎内には入れない。



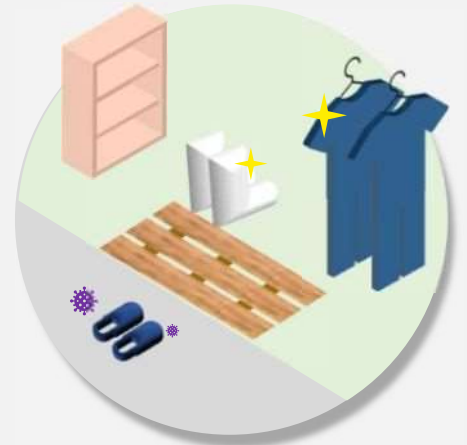
02

衛生管理区域・家きん舎ごとに
専用の長靴を着用

農場に入るとき、家きん舎に入るときは、必ず衛生的な長靴に交換。農場内では専用の衣服を着用。



着替え・履き替えの前後で
交差しないよう境界を明確に。



03

ウイルスを媒介する
野生動物の侵入防止対策

家きん舎は定期点検し、防鳥ネットや壁等の破損などはすぐに修繕。目の届きにくい屋根裏や入気口も注意が必要。



「農場に近寄らせない」
「農場内に入れない」
「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」



飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。



農場付近の水場は水抜き、
忌避テープの設置等により、
野鳥を寄せ付けない工夫を。



長靴は洗浄してから消毒の徹底。
消毒薬は定期的、または汚れた
都度交換。

農場の

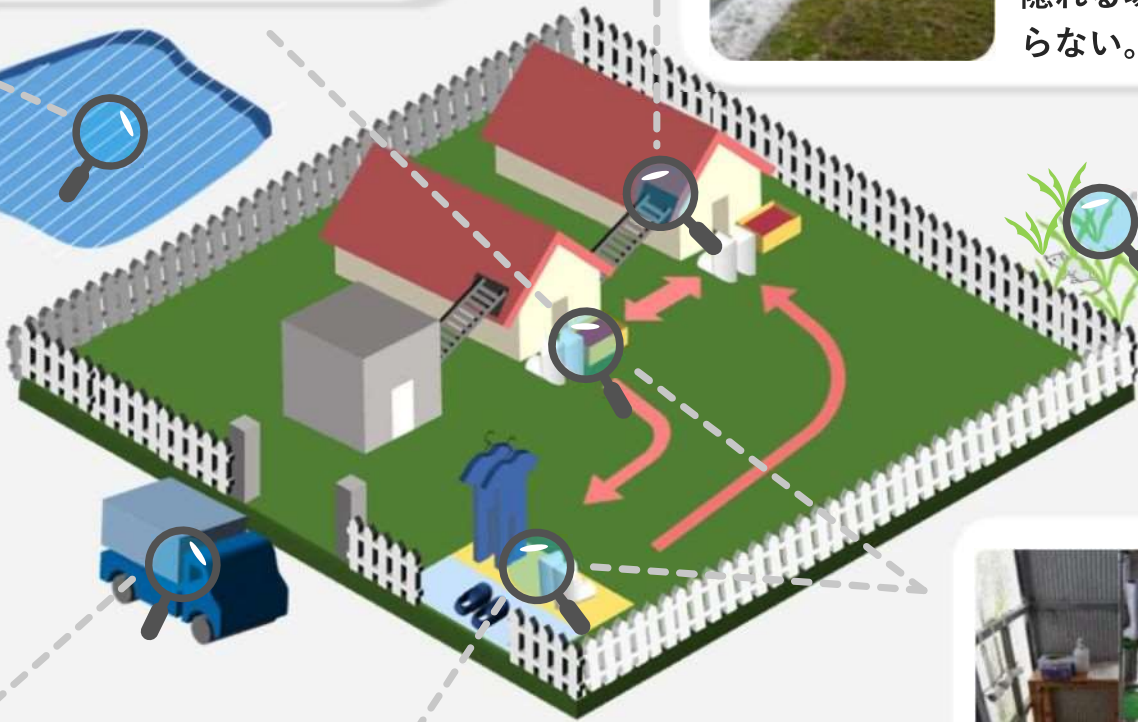
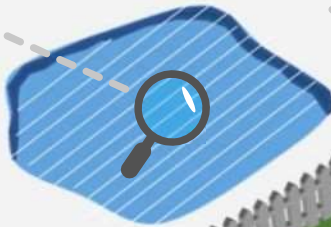
重点対策



集卵コンベアなどの開口部の
隙間を塞ぐ。
普段目の届きにくい屋根裏や
入気口も点検し、破損があれば
補修。



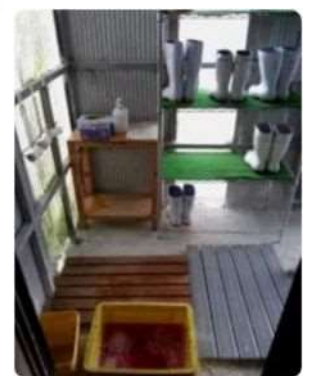
農場辺縁を含め
敷地内の草刈り
や枝の剪定を行
い、野生動物が
隠れる場所を作
らない。



車両の消毒の徹底。
車体、タイヤ周りや溝の
汚れをしっかりとす。



洗浄・消毒された衛生的な衣服
や長靴を用意。



着替え、履き替え
の前後で動線が交
差しないよう境界
を明確に。

— 例外を作らずに必ず実施することが大切です。 —

令和5年度 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況

(令和5年11月24日時点)

○野鳥 6道県25事例

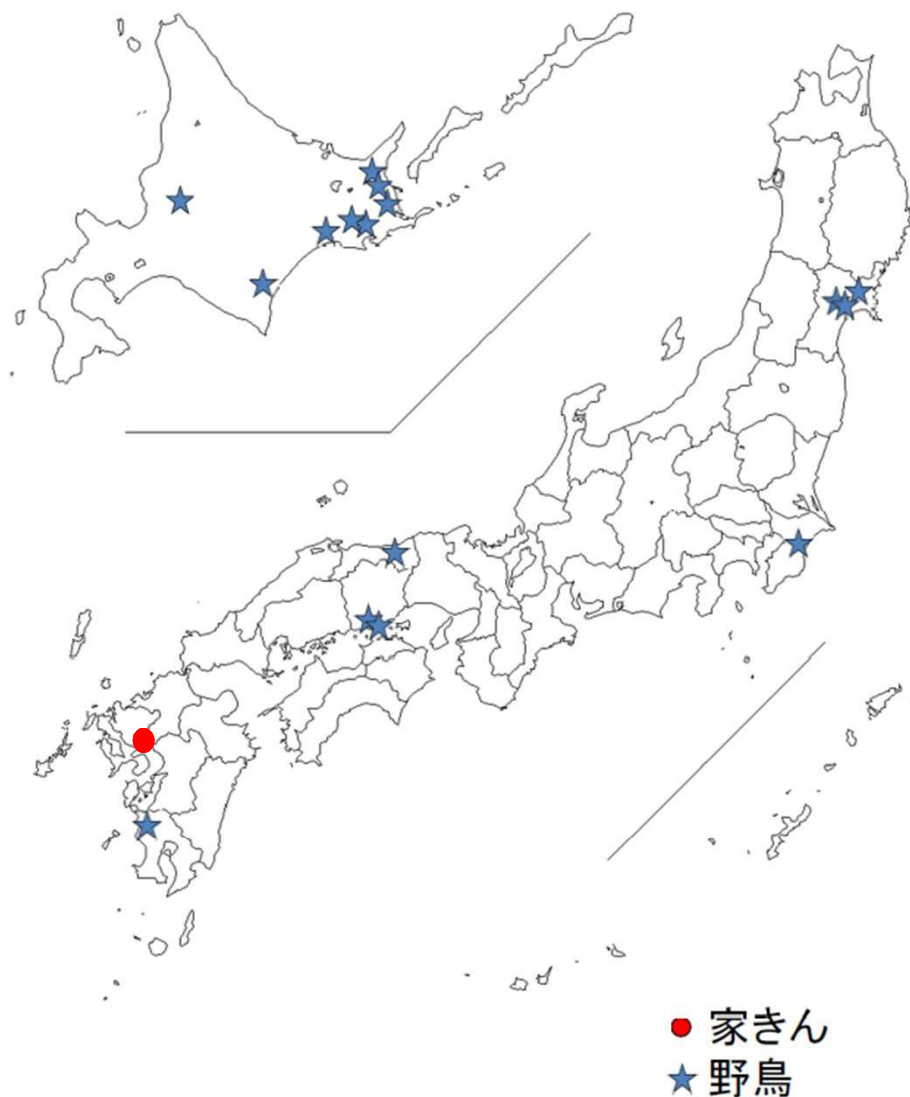
※詳細は環境省HP参照 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	亜型
1 北海道美瑛市	10/4	ハシブトガラス	HPAI	H5N1
2 北海道釧路市	10/18	ノスリ	HPAI	H5N1
3 北海道釧路市	10/26	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
4 宮城県大崎市	10/27	ハシブトガラス	HPAI	H5N1
5 宮城県登米市	10/29	オオタカ	HPAI	H5N1
6 北海道別海町	10/25	タンチョウ	HPAI	H5N1
7 北海道厚岸町	10/31	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
8 鹿児島県出水市	11/6	環境試料(水)	HPAI	H5N1
9 鹿児島県出水市	11/11	オナガガモ	HPAI	H5N1
10 鹿児島県出水市	11/12	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
11 北海道標津町	11/6	タンチョウ	HPAI	H5N1
12 岡山県総社市	11/9	ツミ	HPAI	H5N1
13 北海道別海町	11/6	ハクチョウ	HPAI	H5N1
14 鹿児島県出水市	11/8	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
- 北海道釧路市	11/10	マガモ	LPAI	H5
15 鹿児島県出水市	11/13	環境試料(水)	HPAI	H5N1
16 岡山県倉敷市	11/13	オナガガモ	HPAI	H5N1
17 千葉県東金市	11/14	糞便(カモ類)	HPAI	H5N1
18 鳥取県鳥取市	11/9	野鳥糞便	HPAI	H5N1
19 鹿児島県出水市	11/19	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
20 北海道中標津町	11/11	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
21 北海道大樹町	11/13	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
22 北海道標茶町	11/14	タンチョウ	HPAI	H5N1
23 北海道別海町	11/15	タンチョウ	HPAI	H5N1
24 宮城県多賀城市	11/18	オオハクチョウ	HPAI	H5
25 鹿児島県出水市	11/20	環境試料(水)	HPAI	H5N1

○家きん 1県1事例

地域	疑似患畜判定日	用途	羽数(約)	亜型
1 佐賀県鹿島市	11/25	採卵鶏	4万羽	H5

※ HPAI:高病原性鳥インフルエンザ
LPAI:低病原性鳥インフルエンザ



九州の発生状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30 ～R1	R2	R3	R4	R5
福岡県						11月25日 1例:約9.2万羽		12月19日～ 3月2日 4例:約33.3万羽	
佐賀県	1月18日 1例:約4.5万羽		2月4日 1例:約7.1万羽					12月6日 1例:約3万羽	11月25日 1例:約4万羽
長崎県								12月22日 1例:約2.7万羽	
熊本県	4月13日 1例:約11.2万羽		12月27日 1例:約9.2万羽				12月3日 1例:約6.7万羽		
大分県						12月10日 1例:約1.4万羽		1月17日 1例:約5.6万羽※	
宮崎県	12月16日、 18日 2例:4.6万羽		12月19日～ 1月24日 2例:約18万羽			12月1日～ 2月25日 12例:約85.3万羽		11月20日～ 1月10日 3例:約41万羽※	
鹿児島県						1月13日 1例:約3.2万羽	11月13日～ 1月13日 3例:約10.2万羽	11月18日～ 2月3日 13例:約136.7万羽	
沖縄県								12月16日 1例:約4.5万羽	
全国	4月13日～ 1月18日 6例:約38万羽	—	11月28日～ 3月24日 12例: 約166.7万羽	1月11日 1例: 約9.1万羽	—	11月5日～ 3月13日 75例,1施設: 約987万羽	11月10日～ 5月14日 30例,1施設: 約189万羽	10月28日～ 4月7日 84例:約1,771万羽	11月25日 1例:約4万羽

発生地：玉名郡南関町
分類：肉用鶏

発生地：玉名郡南関町
分類：採卵鶏

発生地：球磨郡多良木町、
相良村※関連農場
分類：肉用鶏

※疫学関連農場を含む

本県における対応

I 平時における対応

- 1 情報提供及び注意喚起
 - 養鶏農家、関係機関に発生の都度通知
 - 熊本県防災メールサービスにより発信
- 2 鳥インフルエンザ特別防疫対策期間の設定
 - 令和5年11月1日～翌年4月30日
- 3 養鶏場への立入検査・衛生管理指導等
 - 4月から10月までに全農場※終了
- 4 モニタリング検査（抗体検査等）
 - 定点モニタリング：15戸、毎月実施
 - 強化モニタリング：30戸、10月～5月
- 5 飼養衛生管理基準7項目の自主点検報告
 - （各農場毎月1回報告：10月～5月）
 - 10月は全農場遵守を確認（198農場）
- 6 マニュアルの改訂、防疫研修・防疫演習
 - 年度当初の防疫研修会（4月13日）
 - 県鳥インフルエンザ防疫演習
 - 第Ⅰ部：実地演習（9月22日）
 - 第Ⅱ部：机上演習（10月17日）
 - 各地域振興局主催の防疫演習（10月～11月）
 - マニュアルの改訂（11月）

II 発生を受けての対応

- 1 国内の野鳥等から鳥インフルエンザウイルス検出
 - 今シーズン1例目を確認（北海道での死亡野鳥）
 - 県内全農場へ注意喚起（10月13日）
 - 出水の死亡野鳥での陽性事例で県の一部が10km圏内（養鶏農場なし）
 - 県内全農場へ注意喚起（11月14日）
 - 2 佐賀県の農場における発生（11月25日）
 - 国内初発を受け防疫態勢レベル2へ
 - 熊本県鳥インフルエンザ緊急防疫対策会議の開催
 - ・本県関係部局の協力体制の確立及び連絡調整を図る
 - ・農業団体等関係機関を参集し情報提供
 - 全農場※に対して健康状態の確認（198農場異状なし）
- ※全農場：100羽以上飼養

【熊本県家畜伝染病防疫対策要綱に基づく防疫態勢】

- ・レベル1 国内発生 畜産課に防疫総括班の設置
- ・レベル2 九州内発生 熊本県鳥インフルエンザ対策会議の設置（議長：農林水産部長）
- ・レベル3 県内発生 熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部の設置（本部長：知事）

国際空海港における旅客に対する水際対策

消毒マットによる旅行者の靴底消毒



動植物検疫に関する注意喚起
(税関申告書、構内アナウンス等)



自主廃棄用BOX



入国者への口頭質問の実施

肉などの畜産物を持っているか、海外で家畜に触れたか、国内で畜産関連施設に立ち入るか、質問



動植物検疫探知犬の活用



手荷物として持ち込まれる
畜産物等の検査



人第241号
農林水第94号
畜第911号
令和5年(2023年)10月23日

各部(公室・局)筆頭課長
教育庁教育政策課長
企業局総務経営課長
議会事務局総務課長
各種委員(会)事務局長
各広域本部・地域振興局長

様

人事課長
農林水産政策課長
畜産課長

鳥インフルエンザ等の悪性家畜伝染病の防疫作業に係る職員応援体制
の確認について(通知)

渡り鳥の本格的な渡来シーズンとなり、鳥インフルエンザの発生が危惧される時期となりました。

国内では、昨シーズン、全国で過去最多となる26道県84事例の発生が確認され、約1,771万羽が殺処分の対象となったところです。今シーズンにおいては、10月4日に北海道で野鳥への鳥インフルエンザ発生が確認されており、防疫対策の一層の強化が重要です。

また、平成30年(2018年)9月以降、全国で断続的に発生する豚熱については、本年8月に佐賀県での発生が確認され、9月より九州全域で飼養豚及びイノシシに対するワクチン接種が始まったところですが、万一、県内において発生が確認された場合は、早期封じ込めによるまん延防止が必要となります。

さらに、中国をはじめとするアジア近隣諸国では、口蹄疫やアフリカ豚熱等、地域社会に甚大な影響を与える悪性家畜伝染病が継続して発生しています。

つきましては、「熊本県家畜伝染病防疫対策要綱」に基づき、県内で悪性家畜伝染病が発生した場合に備え、特に夜間及び土日等の週休日における連絡体制及び応援職員名簿の確認を行うなど、不測の事態に備えていただきますようお願いいたします。

なお、職員の応援について農林水産部から要請があった場合、人事課(農林水産部及び農林水産部各個別出先機関並びに各広域本部・地域振興局(県央広域本部総務部及び土木部は除く。))については、農林水産政策課)が各部局への連絡及び取りまとめを行うこととしております。

<担当>

人事課組織班:澤田(内線31046)

農林水産政策課総務班:岩野(内線37048)

畜産課総務・企画班:鳥羽瀬、黒柳(内線37556)

鳥インフルエンザ等の悪性家畜伝染病の 防疫作業に係る職員応援について

令和5年10月23日 人事課

1 趣旨

鳥インフルエンザ等が県内で発生した際には、迅速かつ円滑な防疫作業を関係部局の一致協力の下で進める必要がある。特に、過去3回（H26.4、H28.12、R3.12）県内で発生した事例では、短期間で大量の職員の応援を必要とする状況が改めて確認されたところである。

このため、事例発生時においては、本庁各部局（農林水産部以外）及び県央広域本部総務部・土木部（以下「各部局等」という。）の職員に係る応援については、農林水産部からの要請に基づき人事課が各部局等への連絡及びとりまとめを行うこととし、一層速やかな人員確保と防疫作業を進めることとする。

以下、職員応援に係る手順等について整理する。

2 手順

（1）「人員に関する計画」の作成（農林水産部）

- ・患畜又は疑似患畜の判定時、農林水産部では「熊本県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性インフルエンザ防疫対策マニュアル」第6-6に基づき、全庁的な応援総数を含む「人員に関する計画」を作成。

（2）計画の提示と職員名簿のとりまとめ要請（農林水産部→人事課）

- ・農林水産部は、各部局等職員の応援を確保するため、「人員に関する計画」を人事課に示すとともに、職員名簿のとりまとめを要請。

【人事課連絡先順位（案）】

①組織班担当A、②組織班担当B、③組織班長、④総務部政策調整審議員

（3）計画の提示と職員名簿のとりまとめ依頼（人事課→各部局等の筆頭課）

- ・人事課では、「人員に関する計画」を基に、各部局等の必要応援数を割り振り、各部局等の担当者へ伝達。
- ・人事課からは職員名簿のとりまとめを依頼するとともに、併せて次の内容についても連絡を行う。

〔(各部局等への連絡事項)
i) 各クールの応援者数
ii) 各クールの集合時間、集合場所
iii) 服務管理上の扱い（振替休日等、時間外勤務手当、旅費）〕

【各部局連絡先順位（案）】

①政策調整審議員、○総務担当班長、○総括補佐、総務班担当 等

(4) 計画の提示と職員名簿のとりまとめ依頼（各部局等）

- ・各部局等の担当者は、所属と連携し、各クールの各所属の応援職員の調整を行う。
- ・併せて、人事課から連絡のあった ii) 及び iii) について、応援職員に対して

て
伝達する。

- ・なお、個別出先機関を所管する各部局等においては、当該機関分も含め、応援の調整を行う。

(5) 職員名簿の提出（各部局等→人事課→農林水産部）

- ・各部局等で作成された職員名簿について、人事課を経由して農林水産部に提出する。

3 事前準備

- ・各部局等では、休日等の発生も念頭に、連絡先となる担当者を第三順位まで予め定めておくこと。
（各所属においても同様の体制を整えておくことが望ましい。）
- ・発生時の迅速な人員確保を行うため、各部局等では、応援要請を受けた場合の職員の応援順位等を設定するなど、事前準備を行っておくことが望ましい。

4 鳥インフルエンザ以外の悪性家畜伝染病防疫作業への応援

- ・応援は、熊本県口蹄疫防疫対策マニュアルに基づき、又は準じて実施する。

（鳥インフルエンザとの違い）

- ・口蹄疫等の場合、防疫作業を行う家畜が大型（牛や豚）であり、殺処分等にあたっては危険を伴うことから、基本的には獣医師等の専門職が行う。
- ・一般応援者については、発生規模に応じて、清掃・消毒作業や支援センター等の運営等への従事を想定している。

飼養衛生管理基準 7 項目の自主点検項目

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- 7 ねずみ及び害虫の駆除

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザ 疑似患畜の確定事例について

本日、佐賀県の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜が確認されました。家きんにおける国内での今シーズン初発事例となります。

家きん飼養者におかれましては、特に、以下の点に御留意いただき飼養衛生管理基準を遵守する等、最大限の本病侵入防止対策の徹底をお願いします。

1 農場の概要

所在地：佐賀県鹿島市

飼養状況：採卵鶏（約4万羽）

2 飼養衛生管理基準における注意事項

(1) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

区域に入る全ての人に手指の洗浄及び消毒を徹底すること。

(2) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

区域専用の衣服及び靴を設置し着用を徹底するとともに、着替える場所は着脱前後の衣服・長靴が接触しないよう動線の区分を徹底すること。

(3) 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等

区域に立入る車両の消毒、車内での交差汚染防止対策を徹底すること。

(4) 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等

(5) 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用

家きん舎ごとに専用長靴を設置し、踏込消毒槽による消毒を徹底すること。

(6) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

防鳥ネット等の破損や、鶏舎の屋根と壁の間、集卵ベルトの開口部など、小型の野生動物が侵入しうる隙間がないか点検し、必要に応じて修繕等を行うこと。

(7) ねずみ及び害虫の駆除

(8) 異常家きん発見時の早期通報の徹底

毎日の健康観察を入念に実施し、異状を確認した場合は直ちに家畜保健衛生所へ通報すること。

熊本県●●家畜保健衛生所

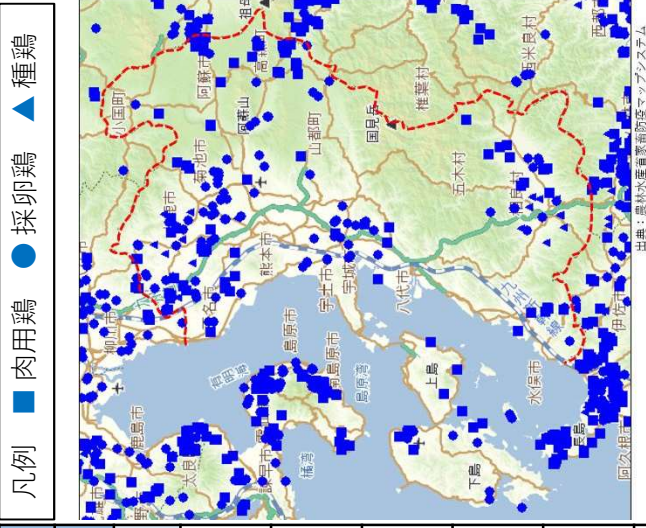
担当：〇〇、〇〇

TEL：XXXX-XX-XXXX

FAX：XXXX-XX-XXXX

県内養鶏農場数（地域振興局毎）

	小計									
	採卵鶏			肉用鶏			種鶏等			
	農場数	羽数	農場数	羽数	農場数	羽数	農場数	羽数	農場数	羽数
県央	7	180,062	6	133,262	1	46,800	0	0	0	0
宇城	11	466,639	11	466,639	0	0	0	0	0	0
上益城	9	446,800	3	176,800	6	270,000	0	0	0	0
県北	23	1,371,789	18	924,959	3	384,000	2	62,830	0	0
玉名	26	1,301,030	7	366,100	15	859,850	4	75,080	0	0
鹿本	14	480,100	4	64,000	5	202,200	5	213,900	0	0
阿蘇	47	1,378,355	10	4,955	37	1,373,400	0	0	0	0
県南	5	126,527	1	227	4	126,300	0	0	0	0
芦北	8	179,700	2	33,300	6	146,400	0	0	0	0
球磨	31	633,968	9	64,700	12	377,000	10	192,268	0	0
天草	19	40,890	8	12,890	11	28,000	0	0	0	0
合計	200	6,605,860	79	2,247,832	100	3,813,950	21	544,078	0	0



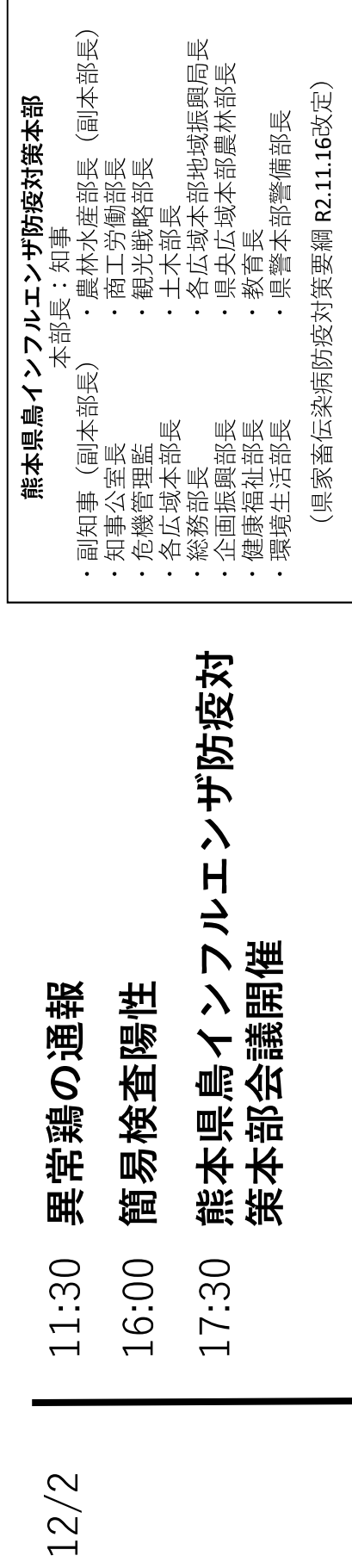
全国における本県の位置
(飼養羽数：千羽)

	採卵鶏 (成鶏めす)	肉用鶏
全国	137,245	139,230
熊本県	2,124 (22位)	3,848 (7位)

※国の畜産統計（令和5年2月1日時点）

※うずら、エミュー、放鳥用は除く。

令和3年度発生時の対応





鶏肉・鶏卵は安全です

鳥インフルエンザが発生した場合でも
感染が確認された鶏のお肉や卵が
市場に出回ることはありません。

家畜伝染病予防法により、発生農場の鶏や卵は出荷されません。

鶏肉は、食鳥検査法に基づき、疾病や異常がないか検査が行われ、
合格したものだけが市場に流通しています。

鶏卵は、食品衛生法に基づき策定された衛生管理計画に従い、洗卵などの衛生管理が行われています。



鶏肉・鶏卵を食べる
ことにより感染する
ことはありません。

内閣府食品安全委員会では、万が一鶏肉・鶏卵に鳥インフルエンザウイルスが存在したとしても、熱や酸に弱いことから、十分な加熱調理や胃酸などの消化液により死滅すると考えています。